

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 3 | 健康管理(予防接種法)による事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(予防接種法)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康管理(予防接種法)による事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種に関する事務 予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の事務を行う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付に関する事務 ③新型インフルエンザ感染症等の予防接種に関する事務 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種ファイル、宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第14項、第126項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 (情報提供) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第1 55条、第156条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民福祉部 健康づくり支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 市民福祉部 健康づくり支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 市民福祉部 健康づくり支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111 |

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月31日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|--|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月31日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|--|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
|--|--|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | | |
|-----------------------------|--|---------------|--|
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の入力から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | | |
| 9. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | | []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p> | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。また、個人情報の漏えいが生じないよう、保管庫を施錠し、管理を行っている。 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成29年5月31日 | I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称 | 健康管理システム、共通宛名システム | 健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー | 事後 | システム名称修正 |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第1、2、3、4、5、6の各号 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 事後 | 法令上根拠修正 |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠 | <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 別表第二 第17、18、19の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 第1、2の各号 | <p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 别表第二 第17、18、19の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2 | 事後 | 法令上根拠修正 |
| 平成29年5月31日 | II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か | 平成27年9月1日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年5月31日 | II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か | 平成27年9月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年4月27日 | II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成30年3月31日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年4月27日 | II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 平成31年4月26日 | Ⅱしきい値判断項目、1対象人 数、評価対象の事務の対象人 数は何人か | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | 対象人数修正 |
| 平成31年4月26日 | Ⅱしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か | 平成30年3月31日時点 | 平成31年1月15日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年4月26日 | Ⅱしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年6月4日 | I 関連情報、1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務、②事 務の概要 | 予防接種法に基づく予防接種対象者の把握、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成 | ① 予防接種法に基づく予防接種事務 予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該 予防接種に起因する健康被害に対する給付及び 実費徴収に関する事務を行う。 ② 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 | 事後 | 事務の概要修正 |
| 令和3年6月4日 | I 関連情報、1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務、③シ ステムの名称 | 健康管理システム、共通宛名システム、中間 サーバー | 健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | システム名称修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和3年6月4日 | I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令 第10条</p> | 事後 | 法令上根拠修正 |
| 令和3年6月4日 | I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二 第17、18、19の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2 </p> | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 16の2項、16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 16の2、17、18、19項 別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 </p> | 事後 | 法令上根拠修正 |
| 令和3年6月4日 | IIしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か | 平成31年1月15日時点 | 令和3年1月27日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|------------|
| 令和3年6月4日 | II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年10月31日 | I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令 第10条 | 番号法第9条第1項 別表第14項、第126項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 (内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 法令上根拠修正 |
| 令和7年10月31日 | I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 16の2項、16の3項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省省令第7号) 別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 16の2、17、18、19項 別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 | (情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 (情報提供) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条 | 事後 | 法令上根拠修正 |
| 令和7年10月31日 | II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か | 令和4年1月26日時点 | 令和7年10月31日 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年10月31日 | II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和7年10月31日 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年10月31日 | IVリスク対策、8人手を介させる作業 | — | 十分である | 事後 | 新様式による追加項目 |
| 令和7年10月31日 | IVリスク対策、人手を介させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 | 事後 | 新様式による追加項目 |
| 令和7年10月31日 | IVリスク対策、人手を介させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策、当該対策は十分か【再掲】 | — | 十分である | 事後 | 新様式による追加項目 |